

タイヨーパートナープログラム 申込書

枠内を全てご記入ください。

ご確認のうえ、ご捺印をお願い致します

フリガナ			
会社名			
フリガナ			
代表者氏名			
住 所	〒		
電話番号			
FAX番号			
Eメールアドレス			
備考 ご質問などございましたらご記入ください。			

振込先	金融機関名	銀行	支店
	口座番号	普通・当座	
	口座名義		

申込日 ： 令和 年 月 日

申込者氏名 ：

内容をご確認の上、下記へFAXもしくは郵送をお願いいたします

F A X 082-824-0113

株式会社タイヨー TEL 082-824-0110 〒736-0082

広島市安芸区船越南5丁目11-1

株式会社タイヨーが、「お客様ご紹介プログラム」をご提供するにあたり、以下の利用規約を制定しております。貴殿が、同プログラム参加申込書を当社に提出された場合、本規約に同意したものとみなされますので、よくお読みください。

株式会社タイヨー「お客様ご紹介プログラム」参加申込規約

第1条（総則）

- 1 本規約は、株式会社タイヨー（以下「当社」といいます。）が提供する「お客様ご紹介プログラム」（以下、「本件プログラム」といいます。）に、お申込み・ご利用いただく上での諸条件を定めたものです。
- 2 貴殿が、本件プログラムにお申込みをされた場合には、本規約に同意したものとみなします。

第2条（本件プログラムの概略）

- 1 本件プログラムは、貴殿が、当社に顧客（当社に、ごみ回収・処分等の業務を依頼するお客様のことをいいます。）を紹介し当社の提供するサービスの取次ぎを行うことに対し、貴殿が当社に紹介した顧客が、当社と、ごみ回収・処分等の役務提供契約等を締結した場合に、次の①②の別に従い、貴殿に、それぞれ定めるサービスの取扱い手数料（以下、「紹介料」といいます。）を支払うものとします。

① スポット回収（単発でのごみ回収・処分等）

当社が顧客より受注した金額の5%を紹介料とします。

② 定期回収（定期的なごみ回収・処分等）

当社と顧客の間で合意した契約月極金額の1月分を紹介料とします。

- 2 本件プログラムにおいて、貴殿が当社に対して、当社所定の申込書を送付し、当社がその申込を精査し、貴殿に対して申込了承の連絡（メール・LINE・電話等）をした時点で、貴殿からの申し込みを了承したものとし、貴殿と当社との間で、顧客紹介契約が成立するものとします。したがって、貴殿からの申し込みを受領した時点では、貴殿と当社の間には、本件プログラムに基づく顧客紹介契約は成立していません。

第3条（紹介料の支払方法）

- 1 第2条に定める紹介料の支払方法は次のとおりとします。
 - (1) 当社と顧客の間で役務提供契約等の契約が成立し、顧客が、当社に対し支払った、ごみ回収・処理費用等の役務提供費用等の支払月の合計額について、当社が、貴殿に対して明細を送付します。
 - (2) 貴殿は、(1)の明細を受領後、第2条に定める紹介料の基準に沿って、当社が貴殿に支払うべき紹介料を算出し、金額を明記した請求書を作成し、当社にご送付して頂きます。
 - (3) 当社は、(2)の請求書を受領した翌月の25日迄に、貴殿の請求書を精査した後、貴殿に対し第2条に定める紹介料を支払います。
- 2 定期回収の場合には、当社と顧客の間で合意した契約月極金額の最初の月極金額が顧客より入金された後、当社が貴殿に対して明細を送付するものとし、定期回収の場合の明細の送付及び紹介料の支払は、最初の月のみとします。

第4条（紹介方法）

顧客の紹介方法については、次の①・②から貴殿が選択するものとします。

- ① 顧客専用の申込書から、顧客より当社に連絡を行い、貴殿からの紹介である旨を、顧客より当社に対

① してお伝え頂く方法。

② 貴殿より、当社の担当営業、又は当社に対し、顧客のご連絡先（電話番号又はメールアドレス）をお伝え頂く方法。

第5条（有効期間）

本契約は、貴殿が当社指定の申込方法に従い、本件プログラムに申し込みをしてから1年間有効とします。その後は、甲又は乙から有効期間内に解約の申し出がなかった場合には、更に1年間自動継続するものとし、その後も同様とします。

第6条（本件プログラム適用外事項）

- 1 貴殿よりご紹介頂いた顧客が、既に、当社の既存取引先であった場合は、本件プログラムの適用外とし、当社に、貴殿に対する紹介料の支払義務はないものとします。
- 2 貴殿よりご紹介頂いた顧客が、既に、当社の既存取引先であったことが判明した場合には、速やかに、当社は貴殿に対してその旨を説明するものとし、貴殿は、その説明を受けた段階で、その顧客の紹介が、本件プログラムの適用外であり、当社に対して紹介料の請求をすることが出来ないことを了承するものとします。
- 3 貴殿に紹介料をお支払いした後、貴殿に紹介料をお支払いすることとなった対象の顧客が、すでに、当社の既存取引先であったことが判明した場合には、貴殿は、速やかに、当社に対し、既に受領した紹介手数料を返還するものとします。
- 4 その他、貴殿が本規約に反する等の事情が生じた場合には、当社は、貴殿との契約を解除できるものとし、その場合、当社は、貴殿に対し、被った損害の賠償を請求できるものとし、貴殿は、その後の本契約の履行を求めることができないものとします。

第7条（契約関係）

- 1 当社は、当社の責任と費用において、顧客に対し、役務提供契約、その他の契約に基づく義務を履行するものとし、顧客との間の見積もり、ごみの回収・処分、金銭のやり取り等その一切は、当社が責任をもって職務を遂行するものとします。
- 2 顧客と当社との間に紛争等が発生した場合において、貴殿には何らの責任が発生しないものとします。

第8条（その他）

個人が本契約を締結するに際し、当該個人が、甲と同種の契約を締結した法人との間において、本契約に際し、何らかの利害関係が生じ、当該個人と法人との間で争いが生じた場合において、甲は、当然に何らの責任も負わないものとします。

第9条（協議）

本規約に定めのない事項については、貴殿と当社の間で協議の上、定めるものとします。

第10条（合意管轄）

本規約等に関し訴訟の必要が生じた場合には、広島簡易裁判所又は広島地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意します。

以上